

# 給水装置工事検査基準

(平成59年10月1日技術管理者決裁)

## (目的)

第1条 この基準は、那覇市水道給水条例（平成9年条例第37号）第8条第2項及び那覇市上下水道局指定給水装置工事事業者規程第15条に規定する検査に必要な事項を定めるものとする。

## (検査の種類)

第2条 検査は次の4種類とする。

(1) 分岐工事の検査

配水管から分岐工事を施工する際に行う検査

(2) 完了検査

工事完成時に行う検査

(3) 中間検査

工事施工途中で工事完成後の検査ができない部分について行う検査

(4) 再検査

完了検査で不合格になった箇所を手直しの後あらためて行う検査

## (検査項目)

第3条 各種検査は工事標準仕様書に基づき次の項目を検査する。

(1) 分岐工事の検査

ア 分岐方法

イ せん孔前の水圧テスト（割T字管）

ウ インサートの挿入（サドル分水栓）

エ 使用材料の確認

オ 管の布設状態及び接合方法

カ 管の埋設深度

キ 漏水の有無

ク 埋戻材料及び転圧状況

ケ 舗装の復旧又は仮復旧

コ 止水栓（仕切弁）及び量水器の設置状況

サ 他占用物、その他構造物との離隔

シ その他管理者が必要と認める事項

(2) 完了検査

- ア 給水装置に所定の水圧 0.98/MPa (10kgf/cm<sup>2</sup>) 検査を 10 分以上行ったときの漏水の有無
- イ 配管位置の確認
- ウ 管種及び管径の確認
- エ 器具類の取付状態
- オ バルブ、継手部品等の取付位置の確認
- カ 管の防食方法及び露出管の固定方法
- キ クロスコネクションの有無
- ク ポンプ直結の有無
- ケ 受水槽、高置水槽の構造及び設置位置
- コ 逆流防止のための器具の設置及び器具の吐水面と満水面の離隔
- サ 特殊器具の確認
- シ 地下水、雨水を使用している場合、その表示の確認
- ス 水質 (残留塩素の有無、その他)
- セ 既設管の撤去の確認
- ソ その他管理者が必要と認める事項

(3) 中間検査

必要に応じて完了検査項目と同様な検査を行う。

(4) 再検査

検査で不合格になった箇所を手直しのあと検査を行う。

(中間検査の省略)

第4条 中間検査を必要とする箇所のうち、管理者が認める箇所で適正施工を証明できる写真を提出させ、中間検査を省略することができる。

付 則

この基準は、平成 18年 2月 6日から施行する。